

## 電動モビリティシステム専門職大学奨学寄附金取扱規程

令和5年9月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(奨学寄附金の受入れ)

第2条 本学は、外部機関（個人を含む。以下同じ。）からの寄附の申出が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金として受け入れることができる。

- (1) 学生に貸与又は給与する学資
- (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) その他本学が実施する事業の推進を目的とする経費

2 前項の寄附者は、奨学寄附金の申出に、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 貸与又は給与する学生の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (4) 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。

(助成金等の受入れ)

第3条 外部機関から直接教員個人に助成金が付与された場合において、助成等の趣旨が当該教員の職務上の教育及び学術研究等を援助しようとするものであるときは、当該教員は、その助成金を改めて奨学寄附金として本学へ寄附するものとする。

(受入れの制限)

第4条 本学は、外部機関からの奨学寄附金の申出に次の各号のいずれかに該当する条件を付したものは、奨学寄附金として受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(奨学寄附金の受入決定)

第5条 学長は、外部機関から奨学寄附金の申出があったときは、寄附の条件等を審査の上、受入れ可能なものについて奨学寄附金申出書（別紙様式第1）により申出を受理するものとする。

2 学長は、奨学寄附金の受入れに当たり、寄附者との関係について社会の疑惑を招くことのないよう適切に取り扱うものとする。

(受入決定の通知)

第6条 学長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に受入決定の通知及び振込の依頼を送付するものとする。

2 学長は、奨学寄附金の納付を確認したときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(奨学寄附金の使途の特定)

第7条 学長は、奨学寄附金を受け入れたときは、寄附者の申出内容を踏まえ、その使途を特定するものとする。

(移換)

第8条 奨学寄附金は、必要に応じ、他大学等に移し換えることができる。

(奨学寄附金の管理及び事務)

第9条 奨学寄附金は、事務局総務課において管理し、事務を処理する。

附 則

この規程は、令和5年9月20日から施行する。